

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和6年2月6日（火）

白井市役所東庁舎3階302・303会議室

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市文化センター改修基金条例の制定に係る意見聴取について

議案第2号 白井市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 白井市西白井公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

議案第4号 次期白井市教育振興基本計画の策定方針（案）について

議案第5号 令和5年度教育費補正予算（第13号）に係る意見聴取について

議案第6号 令和6年度教育費当初予算に係る意見聴取について

議案第7号 白井市優良児童・生徒表彰の推薦について

7. 報告事項

報告第1号 白井市教育委員会職員の人事異動について

報告第2号 要保護・準要保護児童生徒の認定について

8. 委員質疑

9. その他

10. 教育長閉会宣言

○出席委員等

教 育 長	井 上 功
委 員	齊 藤 豊
委 員	中 里 敏康
委 員	松 田 加奈子
委 員	久 保 利枝

○出席職員

教育部長	宗政 隆雄
教育部参事	榛沢 宏一
教育総務課長	落合 一矢
生涯学習課長	山本 敏行
文化センター長	高花 宏行

書 記

中村 妃佐

書 記

鈴木 美菜

午後 2 時 0 0 分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、ただいまより令和 6 年第 2 回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは初めに、出席者数を御報告いたします。

本日の出席委員数は、5 人全員出席ですので、会議は成立しています。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○事務局 日程 2、会議録署名人の指名につきましては、教育長より事前に齊藤委員、中里委員が指名されております。よろしくお願いいたします。

○前回会議録の承認

○事務局 日程 3、前回会議録の承認について、訂正等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局 では、訂正なしにより、前回の会議録は承認されました。

○委員報告

○事務局 日程 4、委員報告について、各委員からお願いいたします。

○中里委員 1 月 7 日日曜日に、「梨光式～はたちのつどい～」に参加しました。今回は全員が 1 回で会場入りして開催できたことが、とてもよかったと思います。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。ほか、ありますか。

○松田委員 私は、1 月 26 日金曜日、千葉県市町村教育委員会連絡協議会「第 2 回教育長・教育委員研修会」に参加してまいりました。この日のテーマは、千葉県におけるコミュニティ・スクールの現状と課題ということで、柏市や鴨川市などの教育委員会の方の説明などもありまして、千葉は、それぞれ違う自治体のいろいろな事例を聞くことができ、白井市でもこれから始まるコミュニティ・スクールにとっても参考になるお話を聞くことができました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。ほか、ありますか。

○齊藤委員 私は、1 月 27 日の土曜日、文化財防火デーの一環ということで、白井市内の名内、東光院というお寺で、防火デーの訓練を見に行きました。

内容につきましては、東光院の指定文化財という木造観音菩薩の立像、立っている像が燃えたという、建物火災という設定で、実際に地元の名内の消防団、白井市消防署との協力で、実際ポンプを稼働して放水活動をし、実践さながらなきりとした訓練だったと思います。当日は天気がよかったのですが、前日、前々日、大風が吹いていまして、ひとたび火がつくと、ああいう古い建物は一

気に火がついてしまうと。

また、その東光院につきましては、住職がいないということですので、ふだんは地元のボランティアの方、また役員の方に見守られてるのですけれども、何かの飛び火で火がついてしまうと、あっという間に燃えてしまうということで、すごくいい訓練だったと思いました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○教育長報告

○事務局 では、日程５、教育長報告です。井上教育長、お願いします。

○井上教育長 それでは、私から教育長報告を行います。

まず、１月７日、旧成人式、梨光式に出席いたしました。１月１３日土曜日、印西近隣中学校駅伝大会が行われ、白井、印西、栄町、四街道から中学校が参加され、見事に大山口中学校が男女とも優勝ということで、大変すばらしい成績を残しました。

１月１４日日曜日、消防出初式に出席いたしました。

１月１９日金曜日、東京の浜松町で行われました全国ＩＣＴアワードに参加いたしました。これにつきましては、笠井市長も出席いただきまして、最先端のＩＣＴの教育技術を参観することができました。

１月２６日金曜日、先ほどもありました、流山市で行われた教育長・教育委員の研修会に参加しました。１月２７日、先ほどの文化財防火デー防災訓練、東光院に参加いたしました。

１月２８日日曜日、富士栄で行われました節分祭豆まき大会に参加させていただきました。毎年、大きなやぐらを組んで、大量の豆、お菓子を私も段ボール箱２箱分まかせていただいて、子供たちもたくさん拾いに来ていただいて、ここ何年間か中止だったということもあるのか、大変大賑わいの大会でございました。

それから、２月３日、みんなで人権を考える集いｉｎしろいが行われました。これは、北総の１６市町、印旛、香取、海匝の持ち回りでやっているようなので、１６年ぶりに白井にやってきた大会で、人権を考える集いだったのですが、白井市の南山と大山口中学校の生徒が人権の作文の発表を行いまして、３名大変すばらしい内容で、来ていた方は皆さん、中学生すばらしい発表です、というふうに言っていておりました。

最後に、２月４日日曜日、先日ですけれども、スポーツ少年団の卒団式に出席させていただきました。あいにくの雨だったので、室内の助走路のほうで行われました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

ただいまの委員報告、教育長報告で確認したいことなどございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○非公開案件について

○事務局 では、質問等がないようですので、次に非公開案件についてお諮りします。

議案第7号 「白井市優良児童・生徒表彰の推薦について」、報告第2号 「要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、白井市情報公開条例第9条第1項第1号に該当するため、非公開がよろしいかと思います。いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 それでは、議案第7号、報告第2号は非公開とします。

これより議事に入ります。

本日の議事進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、教育長から事前に久保委員が指名されております。6の議決事項、7の報告事項の議事進行について、お願いいたします。なお、8の委員質疑はございません。

それでは、久保委員、よろしく申し上げます。

○久保委員 ただいま指名されました久保です。

これより、6の議決事項に係る議事の進行を行います。よろしくお願いいたします。

議案第1号 「白井市文化センター改修基金条例の制定に係る意見聴取について」

○久保委員 では、議案第1号 「白井市文化センター改修基金条例の制定に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○高花文化センター長 それでは、議案第1号 「白井市文化センター改修基金条例の制定に係る意見聴取について」御説明いたします。

提案理由は、令和6年第1回白井市議会定例会に提案する議案の一部について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものです。

本案は、文化センター改修基金を創設するため、新たに条例を制定するものです。

次のページを御覧ください。

白井市文化センター改修基金条例は、全7条で構成しており、新規制定となりますので、それぞれについて簡単に御説明をいたします。

第1条は、この条例の設置根拠を定めるもので、白井市文化センターの大規模な改修に要する経費の財源に充てるため、本基金を設置することとしております。

第2条は、基金として積み立てる額を定めるもので、第1号は一般会計歳入歳出予算で定める額とし、第2号は文化センターの大規模な改修に要する経費の財源に充てることを目的とする寄附金の額としております。

第3条は、基金の管理方針を定めるもので、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないとしております。

第4条は、基金の運用益金の処理方法を定めるもので、運用により収益が生じた場合は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとしております。

第5条は、基金の処分を定めるもので、本基金の設置目的である文化センターの大規模な改修に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるとしております。

第6条は、繰替運用の規定を定めるもので、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めることにより、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとしております。

第7条は、委任規定を定めたもので、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしております。

最後に附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上をもちまして、議案第1号の説明を終わります。よろしくお願いします。

○久保委員 ありがとうございました。

議案第1号について、御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、ないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員 それでは、議案第1号については原案のとおり決定します。

議案第2号 「白井市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について」

○久保委員 議案第2号 「白井市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○榛沢教育部参事 それでは、議案第2号 「白井市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本案は、令和6年4月から学校給食費を改定するに当たり、学校給食費の額を規則に定めるとともに、所要の文言等の整理をするため、規則の一部を改正するものでございます。

それでは、1ページから2ページを御覧ください。

また、資料といたしまして、新旧対照表を添付しておりますので併せて御覧ください。

それでは、改正点を御説明いたします。初めに、第2条の見出しです。平成30年に、白井市学校給食共同調理場から白井市学校給食センターに名称変更の規則改正を行った際に、この見出しの部分が改正から漏れておりましたので、今回の改正で現在の名称に改めます。

次に、第8条及び9条に共通する「給食費」という文言です。学校給食法の規定に合わせて「学校給食費」に改めます。

第8条の1項につきましては、学校給食費を納めなければならない者を定義いたします。第2項においては、学校給食費の額を別表において定めます。別表において、小学校で月額5,000円、中学校で月額5,900円といたします。第3項においては、食材に関して特別な配慮が必要な場合、別表に定める額を上限とした範囲内で教育長が別に定めることといたします。

第9条につきましては、第8条において学校給食費を納めなければならない者を定義したことに伴い、保護者以外の学校給食費負担者の納付の方法についても明確にするため、規定の整理を行いました。

附則第2項につきましては、児童又は生徒に係る学校給食費の特例として、令和7年3月31日までの間、別表の規定中、5,000円とあるのを4,500円に、5,900円とあるのを5,300円といたします。これによって、児童又は生徒に係る学校給食費につきましては、令和7年3月31日までの間は、従前と同額となります。

なお、この規則は、令和6年4月1日から施行いたします。ただし、見出しの改正は公布の日とし

ています。額の改定を含む学校給食費に関する改正は、令和6年4月以降の学校給食から適用し、令和5年までの学校給食については、従前どおりの取扱いとする旨を定めます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○久保委員 ありがとうございます。

では、議案第2号について、御質問等ありましたらお願いいたします。

○齊藤委員 確認ですけれども、2ページ、2の学校給食を受ける児童又は生徒に係る給食費というところで、表では5,000円と5,900円ですが、4,500円と5,300円を令和7年の3月31日までという認識でよろしいのか、確認です。

○榛沢教育部参事 委員さんのおっしゃるとおり、給食費の額といたしましては、小学校5,000円、中学校5,900円といたしましたが、令和7年の3月31日までは、読み替えて5,000円とあるのは4,500円、それから中学校は、5,900円とあるのは5,300円といたしまして、現在の額と同じという形になります。

以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございました。

○久保委員 ほかにいかがですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、ないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員 それでは、議案第2号については原案のとおり決定します。

議案第3号 「白井市西白井公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」

○久保委員 続いて、議案第3号 「白井市西白井公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○山本生涯学習課長 それでは、議案第3号 「白井市西白井公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」御説明いたします。

本案は、白井市西白井公民館の指定管理期間が令和6年3月31日で満了となるため、4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定するに当たり、令和6年第1回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものです。

裏面を御覧ください。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、白井市西白井公民館です。指定管理者とする団体の名称は、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、代表理事、田嶋羊子。所在地は東京都豊島区東池袋1-44-3、池袋ISPタマビルです。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

次に、議案資料を御覧ください。

団体の概要についてです。労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団の設立年月日は平成13年9月13日。資産の総額は65億3,101万5,650円。事業収入は、過去3年間の平均

で159億8,983万5,877円。従業員数は3,932人となっております。

業務内容は、指定管理者制度に関する公共施設の管理運営。保育園、学童保育、児童館等の子育て支援施設の管理運営。介護保護法に基づく介護予防事業。高齢者、障がい者の生活支援事業や地域支援事業など、資料記載のとおりとなっております。

類似施設などの指定管理運営実績は、当該施設のほか、平成21年4月から、白井市白井駅前公民館、白井市白井駅前児童館、白井市白井駅前老人憩いの家、令和5年4月から、しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理を行っております。

指定の理由は、指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の管理運営実績によるものです。

指定の経過につきましては、募集は公募により実施し、広報しろい6月15日号及び市ホームページに掲載し、施設説明会を6月20日に行い、今回の候補者1団体が出席しております。

申請書受付は、7月10日から7月18日までで行い、今回の候補者1団体から申請がありました。

指定管理者選定審査会の審査は、1月17日にプレゼンテーションによる審査を行っており、同日に答申となっております。

指定管理者選定審査会での候補者の選定については、サービス等の評価点数及び経営状況に関する評価点数が基準点を満たしており、適切な管理運営が期待できることから、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団を候補者として選定したものととなります。

なお、選定に係る主な理由につきましては、資料に記載の3項目となっております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○久保委員 ありがとうございます。

議案第3号につきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、御質問等がないようですので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号につきまして、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員 それでは、議案第3号については原案のとおり決定します。

議案第4号 「次期白井市教育振興基本計画の策定方針（案）について」

○久保委員 続いて、議案第4号 「次期白井市教育振興基本計画の策定方針（案）について」説明をお願いします。

○落合教育総務課長 では、議案第4号 「次期白井市教育振興基本計画の策定方針（案）について」を御説明させていただきます。

本案は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の次期教育振興基本計画を施策するに当たり策定方針を定める必要があるため提案するものでございます。

白井市教育振興基本計画の策定方針（案）1ページを御覧ください。

1の策定趣旨について。市教育委員会は、白井市第2次教育大綱に基づき、令和3年3月に白井市教育振興基本計画を策定し、“オール白井”で高める「しろいの教育」の基本理念に沿って、学校教育、家庭教育、社会教育、生涯学習を基本方針として掲げ、本市の教育の充実・発展に向け取り組ん

でいます。

この間、少子高齢化や地球規模の課題への取組であるSDGsの推進、教育を取り巻く環境の変化など、様々な状況変化に対応しながら、各施策の実現に向け努めているところですが、令和8年3月に白井市教育振興基本計画の計画期間が終了となります。このことから、次期白井市教育振興基本計画の策定が必要となるため、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定を進めてまいります。

なお、策定の際は、国・県の教育振興基本計画を参酌するとともに、市の最上位計画となる白井市第6次総合計画及び市長が定める白井市第3次教育大綱の策定と整合を図ってまいります。

続きまして、2の教育振興基本計画の策定についてですが、(1)から(5)までの五つを掲げております。

(1)では、教育振興基本計画は、白井市総合計画の基本構想・基本計画・実施計画に基づく分野別個別計画として位置づけていることを記載しております。

2ページに移ります。

(2)は、計画期間として、令和8年度から令和12年度までの5か年計画としております。

(3)は、策定期間として、白井市第6次総合計画前期基本計画、白井市第3次教育大綱の策定期間と合わせ、令和7年度末、令和8年3月までに策定する旨を示しております。

なお、計画期間ですが、白井市第6次総合計画前期基本計画と合わせて5年としております。

参考までですが、教育大綱につきましては、計画期間の定めがございませんが、教育振興基本計画は、教育基本法で国の教育振興基本計画を参酌することとされており、5年となっておりますことを申し添えたいと思います。

(4)では、策定体制と方法として、①に庁内組織として、部長及び関係課長で構成する策定本部、その下に関係各課職員で構成する作業部会を設置し、部内連携を図ってまいります。

②は、各分野の施策等について、それぞれの分野で設置している附属機関等を活用し策定することとしております。ただし、学校教育分野につきましては、学校評議員、学校運営協議会、校長会などを活用していきたいと思っております。

なお、各分野の附属機関を活用するため、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関は新たに設けず、教育振興基本計画の統括は、教育部教育総務課が行うことといたします。

③は、市民参加として、広く市民意見を取り入れるために、パブリックコメントを実施するとともに、市の第6次総合計画前期基本計画策定で実施する住民意識調査等を活用し、市民の意見を反映していくことを示しております。

(5)では、教育振興基本計画の作成過程の周知方法について示させていただいております。市のホームページや、広報しろいを活用して公表していく旨を記載しております。

3ページに進んでいただきまして、3の法的な位置づけ各種計画との関係となりますが、国の教育基本法、市の最上位計画でございます第6次総合計画、白井市教育大綱等の各種計画と、白井市教育振興基本計画との位置づけを図にしております。

最後のページを御覧ください。

大まかでございますが、策定スケジュールの予定を記載させていただいております。総合教育会議、教育委員会議等の予定が入っており、市長と教育委員会で構成する白井市総合教育会議で教育大綱を協議し、教育振興基本計画は、白井市教育委員会を中心に策定本部、策定作業部会を設置し、各附属

機関を活用して策定作業を進めてまいりたいと思っております。計画の策定結果等につきましては、適宜、教育委員の皆様と協議、報告等をさせていただきたいと考えております。

以上で議案第４号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○久保委員 ありがとうございました。

議案第４号について、御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、御質問等がないようですので、議案第４号についてお諮りします。

議案第４号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員 それでは、議案第４号については原案のとおり決定します。

議案第５号 「令和５年度教育費補正予算（第１３号）に係る意見聴取について」

○久保委員 議案第５号 「令和５年度教育費補正予算（第１３号）に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○落合教育総務課長 それでは、議案第５号 「令和５年度教育費補正予算（第１３号）に係る意見聴取について」御説明させていただきます。

本案は、令和６年第１回白井市議会定例会に提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、市長より教育委員会の意見を求められたため提案するものでございます。

次のページですが、資料といたしまして補正予算一覧を添付しておりますので御覧ください。

初めに、一般会計の歳出について御説明させていただきます。

表の１番、教育支援課、９款１項３目教育総務費・指導費の２事業、学校保健に要する経費、補正額１０４万１，０００円の減額につきましては、検査検診委託料の事業が完了したため、執行残を補正するものでございます。

２番、教育支援課、９款１項３目教育総務費・指導費の８事業、学校安全対策事業、１，１０９万２，０００円の減額につきましては、会計年度任用職員の配置実績等を踏まえ人件費を精査し補正するものと、スクールバス運行委託料の契約差金及び運行実績を踏まえ、不用額を補正するものでございます。

３番、教育支援課、９款１項３目教育総務費・指導費の１３事業、特別支援教育事業、７３万４，０００円の減額につきましては、会計年度任用職員の配置実績等を踏まえ人件費を精査し補正するものでございます。

４番、学校政策課、９款１項４目教育総務費学校事務費の１事業、学校事務に要する経費、４１万２，０００円の減額につきましては、先ほどと同様に、会計年度任用職員の配置実績等によるものでございます。

５番、学校政策課、９款１項４目教育総務費学校事務費の２事業、補助教員配置事業、１９４万円の減額につきましては、先ほどと同様に、会計年度任用職員の配置実績等によるものでございます。

６番、文化センター、９款４項６目社会教育費図書館費の２事業、図書館サービス推進事業、１５万円の減額につきましては、入札結果により、令和５年度後期分を補正するものでございます。

7番、教育支援課（学校給食センター）、9款5項3目保健体育費学校給食費の2事業、学校給食センター運営に要する経費、2,676万2,000円の減額につきましては、光熱水費の政府による激変緩和措置によって料金の値下げがあったこと及び当初見込んでいた使用量より実績が少なかったこと、また、学校給食費第3子無償化補助金の該当者数が見込みよりも少なかったことから補正するものでございます。

8番、教育支援課（学校給食センター）、9款5項3目保健体育費学校給食費の3事業、桜台小中学校給食運営に要する経費、23万5,000円の減額につきましては、先ほどと同様に、学校給食費第3子無償化補助金の該当者数によるものでございます。

以上が歳出となります。

続きまして、次のページになります。一般会計の歳入となります。

1番、学校政策課、15款2項6目教育費国庫補助金・教育費補助金、34万9,000円の減額につきましては、補助対象経費の減少に伴う変更交付内定額に合わせ補正するものでございます。

2番、教育支援課（学校給食センター）、16款2項6目教育費県補助金・教育費補助金、411万6,000円の減額につきましては、歳出でも御説明したとおり、学校給食費第3子無償化補助金の該当者数が見込みよりも少なかったことから補正するものでございます。

3番、教育支援課、21款3項2目雑入、1万2,000円の減額につきましては、会計年度任用職員の社会保険加入対象者数の減に伴い、本人負担分を補正するものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。

議案第5号につきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

○中里委員 1ページの2番から5番の間にかけて、任用職員の配置実績等を踏まえた人件費ということで減っているのですが、これは、会計年度職員が減ったという考えでよろしいのでしょうか。

○榛沢教育部参事 人数というよりも、勤務実績に応じて減額という形になりました。

以上でございます。

○久保委員 勤務実績というのは、勤務時間が短くなったと理解してよろしいですか。

○榛沢教育部参事 そうです。

○久保委員 中里委員、よろしいでしょうか。

○中里委員 ありがとうございます。

○久保委員 ほかにはいかがでしょうか。

○松田委員 1ページの7番の給食費のところですけども、第3子無償化の補助金が見込みより少なかったということで、これはお手紙をもらってきて申請した方が対象になるということで、兼同意というものだったと思います。大体でいいので、見込んでいた中のどれくらいの方が申請されたのでしょうか。例えば8割ぐらいは申請していたとか、分かれば大丈夫です。

○榛沢教育部参事 今、正確な数字が出ないので申し訳ないのですが、おおよそ7割程度と考えております。

以上でございます。

○久保委員 松田委員、よろしいでしょうか。

○松田委員 ありがとうございます。

○久保委員 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、御質問等がこれ以上ないので、議案第5号についてお諮りします。

議案第5号について、原案どおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員 それでは、議案第5号については原案のとおり決定します。

議案第6号 「令和6年度教育費当初予算に係る意見聴取について」

○久保委員 続いて、議案第6号 「令和6年度教育費当初予算に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○落合教育総務課長 それでは、議案第6号 「令和6年度教育費当初予算に係る意見聴取について」を御説明させていただきます。

本案は、令和6年第1回白井市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことによるものでございます。

資料、令和6年度教育費当初予算要求状況、1ページ目を御覧ください。

令和6年度教育費当初予算要求一覧（総括）となっております。歳出につきましては、教育委員会職員の人件費は除いたものでございます。

では、歳出の総括表から御説明させていただきます。

歳出の合計が、令和6年度が2億3,072万2,000円、令和5年度当初予算との増減額は、1億3,357万1,000円の増でございます。前年度比105.6％となっております。

下段の表ですが、歳入を御覧ください。

歳入合計額3億3,724万2,000円、令和5年度当初予算との増減額は692万円減で、前年度比98.0％でございます。

次のページ、継続費と債務負担行為につきましては、担当課から御説明させていただきます。

○高花文化センター長 それでは、継続費については、文化センターから御説明いたします。

資料の2ページ、最上段を御覧ください。

ナンバー1、9款教育費、4項社会教育費、事業名は文化センター大規模改修基本計画策定事業で、文化センター大規模改修基本計画の策定を目的に、総額3,058万円で2か年の継続費を設定し、令和6年度が1,720万1,000円、令和7年度が1,337万9,000円となっております。

本事業につきましては、後ほど8ページで御説明する文化センター改修等事業に要する経費でございます。

以上で継続費の説明を終わります。

○山本生涯学習課長 続きまして、債務負担行為です。4項目ございますが、このうち生涯学習課所管のものとして、ナンバー1とナンバー3について御説明をさせていただきます。

まず、ナンバー1、白井駅前公民館指定管理料につきましては、その指定期間を令和6年度から令和11年度までの6年間とさせていただいております。ナンバー3、学習等供用施設指定管理料につきましては、令和6年度から令和9年度までの4年間とさせていただいております。

限度額につきましては、それぞれ白井駅前公民館が9,638万9,000円、学習等供用施設が

1億1,577万3,000円と設定のほうをさせていただいております。

以上になります。

○榛沢教育部参事 それでは、ナンバー4、学校給食センター運營業務委託料（桜台小・中学校分）について、教育支援課から説明いたします。

学校給食センター運營業務委託料（桜台小・中学校分）につきましては、令和6年度から令和16年度までの11年間、桜台小・中学校の配膳や配送を委託するため、債務負担行為を設定するものです。限度額は1億857万8,000円です。

以上で債務負担行為の説明を終わります。

○宗政教育部長 ナンバー2について御説明させていただきます。休日の学校部活動の地域展開における業務委託料について、学校政策課から説明いたします。

休日の学校部活動の地域展開における業務委託料については、令和6年度から令和8年度までの3年間、地域クラブ運営のための事務局及び協議会の運営を業務委託するため、債務負担行為を設定するものです。限度額は3,811万円となります。

以上でございます。

○落合教育総務課長 以上で債務負担行為の説明は終了させていただきます。

続きまして、教育費当初予算の課ごとの歳出予算を御説明させていただきます。

初めに、教育総務課から御説明させていただきます。資料3ページを御覧ください。

最下段に、令和6年度予算要求額の合計額が記載されております。3億5,931万3,000円、前年度からの増減額は、1億864万7,000円の減額となっております。事業は全部で12事業でございますが、増減額が大きい事業を中心に御説明させていただきたいと思っております。

表の3番、9款1項2目、バス運用に要する経費、要求額1,760万7,000円、前年度からの増減額は、175万8,000円の増額となっております。こちらにつきましては、国土交通省の公示額の改定による借上げバスの単価増によるものでございます。

ナンバー5番、9款2項1目、小学校施設管理に要する経費、要求額1億354万4,000円、前年度からの増減額は、352万3,000円の増額です。こちらにつきましては、施設警備委託料の増額によるもので、表の9番目、中学校施設管理に要する経費についても同様の理由となっております。

表の6番目、9款2項1目、小学校教育環境向上事業、予算要求額8,720万4,000円、前年度からの増減額は、861万4,000円の減額でございます。理由につきましては、屋上防水改修工事に係る費用の減によるものでございます。

7番、9款2項3目、小学校施設取得事業に要する経費と、11番、9款3項3目、中学校施設取得事業に要する経費につきましては、小・中学校の施設や用地の取得に要する費用の償還が令和5年度に終了したことにより、令和6年度予算への計上はございません。

8番、9款2項3目、小学校施設改修等事業、予算要求額3,208万円、前年度からの増減額は、1,754万2,000円の減です。改修基本設計委託料に係る費用の減額によるものでございます。

最後に10番、9款3項1目、中学校教育環境向上事業、予算要求額5,084万6,000円、前年度からの増減額は、605万7,000円の減額です。理由につきましては、設備改修工事に係る費用の減額によるものでございます。

以上で教育総務課歳出の説明を終わります。

○宗政教育部長 続いて、学校政策課の歳出を御説明します。4ページを御覧ください。

下段、令和6年度予算要求額5億6,725万4,000円、前年度からの増減額は、8,100万2,000円の増です。事業は全部で11事業ですが、増減額が大きい事業を中心に御説明させていただきます。

1番、9款1項3目、地域人材活用事業（地域との協働）、要求額725万2,000円、前年度からの増減額は、725万2,000円の増額です。新たに学校運営協議会に係る委員報酬及び休日の部活動、地域展開のための業務委託料を計上したことによるものです。

2番、9款1項3目、学校安全対策事業（通学路）、要求額4,428万2,000円、前年度からの増減額は、4,428万2,000円の増です。教育支援課から学校政策課の予算にスクールバス等の予算を所管替えしたことによるものです。

3番、9款1項4目、学校事務に要する経費、予算要求額4,397万3,000円、前年度からの増減額は、2,396万9,000円の増です。小学校教科書の採択替えのため、教師用の指導書及び教科書を全教科購入することによるものです。

4番、9款1項4目、補助教員配置事業、予算要求額5,517万円、前年度からの増減額は、431万7,000円の減です。各小・中学校及び児童生徒の状況を踏まえ、会計年度任用職員の人数及び勤務時間数等を精査したことによるものです。

5番、9款1項4目、教育の情報化推進事業、予算要求額3億3,647万5,000円、前年度からの増減額は、1,057万5,000円の増です。校務用パソコンの機器更改に係るセットアップ費用が一時的に発生すること及びネットワーク機器更改により、更改後の賃貸借料が上がることによるものです。

以上で学校政策課の歳出の説明を終わります。

○榛沢教育部参事 続きまして、教育支援課の歳出を御説明いたします。それでは、資料5ページを御覧ください。

教育支援課の令和6年度の予算要求額は1億8,361万1,000円、前年度からの増減額は、3,559万6,000円の減です。16事業のうち、増減額が大きい事業を御説明させていただきます。

まず1番、9款1項3目、指導事務に要する経費、要求額1,760万7,000円、前年度から175万8,000円の増額です。これは、学校支援アドバイザー1名の増員によるものです。

6番、9款1項3目、地域人材活用事業、要求額323万2,000円、前年度から41万2,000円の減額です。桜台中学校区がコミュニティ・スクールに移行することによる2校の学校評議員の減員、部活動地域移行の学校政策課への移行によるものです。

8番、9款1項3目、学校安全対策事業、要求額219万4,000円、前年度から4,234万3,000円の減額です。スクールバス運行业務委託の学校政策課への移行によるものです。

12番、9款1項3目、教育支援センター事業、要求額728万5,000円、前年度から77万9,000円の増額です。給与体系の改定による支援員報酬の増額によるものです。

13番、9款1項3目、特別支援教育事業、要求額4,588万1,000円、前年度から513万8,000円の増額です。給与体系の改定による個別支援学級、介助員報酬の増額によるものです。

15番、9款2項2目、小学校教材整備に要する経費、要求額662万6,000円、前年度から87万8,000円の減額です。各学校の教材備品要求額の減額によるものです。

以上で教育支援課歳出の説明を終わります。

○山本生涯学習課長 続きまして、生涯学習課の歳出を御説明させていただきます。資料6ページから7ページに記載をしております。令和6年度予算、2億1,859万円を計上しておりまして、前年度比906万円の増額となっております。事業につきましては、全部で32事業ですが、増減額の大きい事業について御説明をさせていただきます。

まず、6ページの7番、9款4項1目、放課後子ども教室事業は1,030万9,000円を計上しておりまして、前年度比247万円の増額となります。主な増額の要因としましては、令和6年度において、放課後子ども教室を新たに1校開設することによるものです。

11番、9款4項1目、文化財調査事業は126万3,000円を計上しており、前年度比100万6,000円の減額となります。主な減額の要因につきましては、古文書の筆耕翻訳料及び文化財基礎調査委託料について、近年の実績に基づき減額したことによるものです。

12番、9款4項1目、文化財保護・周知事業は310万6,000円を計上しており、前年度比138万円の増額となります。主な増額の要因は、指定文化財保存事業補助金の増額によるものとなっております。

めくって7ページの22番、9款4項8目、郷土資料館展示・教育普及事業、こちらにつきましては188万6,000円を計上しておりまして、前年度比142万2,000円の増額となります。主な増額の要因につきましては、郷土資料館では、常設展示のほかに隔年で企画展を開催しておりまして、令和6年度がその実施年度に当たること、また、この令和6年度につきましては、文化センターが開館30周年を迎えますことから、この記念事業としまして企画展を計画していることによるものになります。

27番、9款5項1目、社会体育施設管理運営に要する経費は1,202万4,000円を計上しており、前年度比133万円の増額となります。主な増額の要因は、ナイター設備に係る電気料金の増額によるものです。

30番、9款5項2目、白井運動公園管理運営に要する経費は2,781万1,000円を計上しており、前年度比223万円の増額となります。主な増額の要因は、指定管理料の増額によるものです。

31番、9款5項2目、市民プール管理運営に要する経費は2,903万3,000円を計上しており、前年度比116万5,000円の減額となります。主な減額の要因につきましては、設備機器の予定修繕料の減少によるものです。

以上で生涯学習課の説明を終わります。

○高花文化センター長 続いて、文化センターの歳出を御説明いたします。

資料8ページを御覧ください。下段、令和6年度予算要求額3億8,126万8,000円、前年度からの増減額は、1億8,422万7,000円の増です。事業は全部で8事業ですが、新規に行う事業及び増減の多い事業を中心に御説明させていただきます。

1番、9款4項5目、文化センター管理運営に要する経費、要求額9,840万4,000円、前年度からの増減額は、816万円の増です。主に清掃や警備、機械の運転監視などを委託により実施

している長期施設総合管理委託料の増額によるものです。

2番、9款4項5目、文化センター改修基金管理に要する経費、要求額1億5,000万円、前年度からの増減額は、1億5,000万円の増です。文化センターの大規模な改修に要する経費の財源に充てるため、文化センター改修基金を新たに設置するもので、新規事業のため全額増額となるものです。

3番、9款4項5目、文化センター改修等事業、要求額1,720万1,000円、前年度からの増減額は1,720万1,000円の増です。文化センター大規模改修に向け基本計画の策定を委託を含めて行うもので、2か年計画の1か年目となります。新規事業のため全額増となり、継続費の設定につきましては、先ほど御説明のとおりです。

5番、9款4項6目、図書館サービス推進事業、4,036万9,000円、前年度からの増減は、203万9,000円の増です。会計年度任用職員に係る職員手当の増額と報酬の減額があり、その差し引きの結果、全体として増額となるものです。

7番、9款4項9目、文化会館管理運営に要する経費、要求額3,437万2,000円、前年度からの増減は、853万2,000円の増です。主に文化会館大ホールの修繕費と、舞台運営に当たり、音響及び照明の専門的技術者を委託により催し物に応じて配置を行い実施する長期舞台業務委託料の増額によるものです。

8番、9款4項9目、文化会館自主事業運営事業、要求額240万8,000円、前年度からの増減は、156万5,000円の減です。主に、今年度実施した千葉県民芸術劇場公演を令和6年度は実施しないことに伴う手数料、主に出演料の減額によるものです。

以上で文化センターの歳出の説明を終わります。

○榛沢教育部参事 それでは、学校給食センターの歳出について御説明いたします。

資料9ページ目を御覧ください。令和6年度予算要求額は8億2,068万6,000円、前年度からの増減額は、352万5,000円の増となります。3事業のうち、増減額が大きい1事業を御説明させていただきます。

3番、9款5項3目、桜台小中学校給食運営に要する経費、要求額5,908万6,000円、前年度から294万1,000円の増額です。桜台小中学校給食費改定分に係る値上げ相当額への補助金交付によるものです。

以上で学校給食センターの歳出の説明を終わります。

ここで一つだけ訂正させていただいてもよろしいですか。

○久保委員 はい、お願いします。

○榛沢教育部参事 5ページ、教育支援課の歳出になります。先ほど、1番の9款1項3目、指導事務に要する経費でお話しさせていただいた額が間違っていたので、訂正させてください。

要求額1,480万円、前年度からは374万7,000円の増額となります。以上でございます。すみませんでした。

○久保委員 ありがとうございます。

○落合教育総務課長 それでは、歳入の説明をさせていただきます。各課とも、増減の大きいものについて説明させていただきたいと思っております。

10ページ目を御覧ください。

下段、令和6年度予算要求額70万1,000円、前年度からの増減額、9万5,000円の減額でございます。

主に2番の光熱水費実費負担分、予算額が16万円、前年度からの増減額5万円減で、中学校5校に設置の自動販売機の電気料金が主な減額の理由となっております。

以上で教育総務課の歳入の説明を終わります。

○宗政教育部長 続いて、学校政策課の歳入を御説明します。11ページを御覧ください。

下段、令和6年度予算要求額661万9,000円、前年度比208万3,000円の減です。

主に5番、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金、予算額194万1,000円、前年度比173万4,000円の減で、GIGAスクール運営支援センター整備事業の補助上限基礎額及び補助割合の減が理由となります。

以上で学校政策課の歳入の説明を終わります。

○榛沢教育部参事 続きまして、教育支援課の歳入について御説明いたします。12ページを御覧ください。

令和6年度の予算要求額は394万8,000円、前年度からの増減額は4万7,000円の増です。

2番、理科教育設備整備費等補助金、予算額147万4,000円、前年度から18万4,000円の増額です。補助対象経費による増額するものです。

4番、会計年度任用職員等雇用保険負担金、予算額14万2,000円、前年度から6万3,000円の増額です。学校支援アドバイザー1名の増員によるものです。

以上で教育支援課、歳入の説明を終わります。

○山本生涯学習課長 続いて、生涯学習課の歳入を御説明します。資料の13ページを御覧ください。

令和6年度予算として1,419万1,000円を計上しており、前年度比226万5,000円の増額となっております。

主な増額の要因は、10番、放課後子どもプラン活動費補助金として164万3,000円を新たに計上したことによるものです。

また、このほかに2番のプラネタリウム使用料、6番のテニスコート使用料について、過去の実績を勘案して増額をしております。

以上で生涯学習課、歳入の説明を終わります。

○高花文化センター長 続きまして、文化センターの歳入を御説明します。資料の14ページを御覧ください。

下段、令和6年度予算要求額1,981万2,000円、前年度からの増減額は160万5,000円の増です。

主なものとして、1番、14款1項5目2節、文化会館使用料、要求額1,747万7,000円、前年度からの増減は、297万7,000円の増です。文化会館の利用が増えてきておりますので、実績に伴い増額を見込んでおります。

2番、16款1項3目1節、千葉県民芸術劇場公演県負担金、要求額ゼロ円で、前年度からの増減は、154万6,000円の減です。千葉県民芸術劇場公演につきましては、千葉県からの負担金を得て実施しており、令和6年度は事業を実施しませんので、それに伴い負担金が減額となるため、こ

の歳入全額が減額となるものです。

4番、21款3項2目1節、会計年度任用職員等雇用保険負担金、要求額17万3,000円で、前年度からの増額が3万6,000円です。主に図書館事業に係る会計年度任用職員の報酬増額に伴う職員手当等が増額となるものです。

7番、21款3項2目1節、文化会館自主事業入場料、要求額198万7,000円で、前年度からの増減、13万2,000円の増です。手数料は歳出で御説明したとおり、金額は減額となりますが、令和6年度は事業数の増加及び収益の精査を行い、それに伴い増額となるものです。

以上で文化センターの歳入の説明を終わります。

○榛沢教育部参事 最後になりますが、学校給食センターの歳入を御説明いたします。15ページを御覧ください。

令和6年度の予算要求額は2億9,197万1,000円、前年度からの増減額は、865万9,000円の減額でございます。

1番、学校給食費負担金、予算額2億6,984万円、前年度から960万6,000円の減額です。児童生徒数の減によるものです。

以上で学校給食センターの歳入の説明を終わります。

○落合教育総務課長 以上が議案第6号 令和6年度教育費当初予算に係る意見聴取についての御説明となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○久保委員 ありがとうございました。

では、議案第6号につきましては、量が多いですので、まず、歳出と歳入に分けて質疑を行っていききたいと思います。

歳出の量が多いので、資料のページ分で質疑を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

では、資料1ページの教育費当初予算要求一覧（総括）、それから2ページの継続費、債務負担行為で質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、次に3ページ、教育総務課の歳出について、質問等ありますでしょうか。

○齊藤委員 3ページの教育総務課の確認ですけれども、ナンバー8とナンバー12、小学校施設改修等事業と中学校施設改修等事業、この小学校と中学校は、どこの小・中学校ですか。

○落合教育総務課長 8番と12番、学校建設費につきましては、来年度、桜台小・中学校の大規模改修に伴う実施設計を行う予定でございます。

以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。それでは、桜台小学校と中学校ということで、改めて質問させていただきます。大規模改修工事ということで、先ほどの説明ですと、大規模改修工事で、ここにも改修基本設計となっております。具体的な内容を分かる範囲で教えていただきたい。

○落合教育総務課長 改修内容でございますが、今、設計を進めている中では、小学校では外壁や屋上防水といった外部の改修、現在、老朽化が進んでいるところがございますので、そういったところと、内部の改修では、劣化しているところ、摩耗しているところ、そういう部分の改修。

また、床のカーペット敷きがございます。アレルギーの原因となるようなことも考えられますので、カーペットのところをフローリングですとか塩ビシート、こういうものに張り替える、そのような対

策の工事と、バリアフリー対策といたしまして、エレベーターの新設、段差の解消、こういったところを行う工事となると思います。

以上です。

○齊藤委員 外壁と、外と中ということで、ありがとうございます。こういったもの、例えば市民の方とかには、閲覧というか何か確認できるようなものはあるのでしょうか。

○落合教育総務課長 今、基本設計を進めている中で、この基本設計が完了する予定でございます。図面等をそろえてございますので、そちらは閲覧等できるようになると思います。

○齊藤委員 ありがとうございます。分かりました。

説明の中に、事業概要の中に安全安心を最優先に、と載っているのですが、外壁もそうですけれども、内部も変更ということで、床材もそうですが、例えばクロスに使用する接着剤とか、健康被害とかについては、数値とかで出すことはできるのか、その辺もお願いします。

○落合教育総務課長 委員がおっしゃっているのは、シックハウスとかシックスクールと言われているところだと思います。こちらにつきましては、建築基準法で規制されている建材、あるいは接着剤であったり塗料、こういったところも規制されております。学校を改修するに当たっては、シックスクール対策といたしまして、工事が完了しましたら、その対応となるVOCが発生していないかという、完了時に数値を測って、安全性を証明していくというような形になりますので、御安心いただければと思っております。

○齊藤委員 詳しくありがとうございます。桜台小学校、中学校といいますと、開校時代からずっとカーペット敷きということで、当初、子供たち、はだしで歩いていた。トイレは、スリッパをはいて入っていた。

しかし、それがいつの間にかカーペットが汚れてきて、上履きをはくようになって、その足でトイレに入って、また教室に戻ってきた。そういうのも含めて、アレルギー、また1年にあまり回数の少ない清掃とかもありましたので、長年のカーペットというのを大規模改修でぜひ改善していければ、安全安心につながるのかなと思ひまして質問させていただきました。どうもありがとうございました。

○久保委員 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、次に4ページの学校政策課の部分についていかがでしょうか。

○松田委員 私からは、4番の補助教員配置事業について、先ほども簡単に説明がありましたが、予算が減っている理由について、もうちょっと詳しく教えてください。

○宗政教育部長 予算が減っている理由でございますが、各小・中学校及び児童生徒の状況を踏まえ、会計年度任用職員の人数及び勤務時間等を精査して、減ったということでございます。

○松田委員 人数や勤務時間が減ったということですが、それで学校が大丈夫なのかということと、具体的にどの補助教員が減ったのかを教えてくださいませんか。

○宗政教育部長 まず、学校のほうは大丈夫かというところでございますが、各学校との十分なヒアリングを行っております。それから、打合せ等を基に、児童生徒数の減少を考慮して必要数を算出しております。必要な人員を配置できていると考えております。

それから、どの補助教員が減ったかというところでございますが、学校補助教員が5名、個別支援員が1名、特別支援学級介助員が2名の減でございます。

以上です。

○松田委員 具体的に人数を教えてください、ありがとうございます。それぞれ、そういった教員が万が一足りないとなった場合に、増やすことというのはできるのでしょうか。

○宗政教育部長 学校の状況が日々変わるかと思いますので、補助教員を配置しなければならない状況が出てきた場合には、補正予算を組んで配置することを考えております。

○松田委員 私もちよっと勉強不足なのですが、先ほど言った学校補助教員、個別支援員、特別支援学級介助員という名前が違う役職、それぞれの役割、仕事はどのように違うのかを教えてください。

○宗政教育部長 まず、学校補助教員の仕事でございますが、通常学級における学習面とか生活面、生徒指導面で個別に支援を要する児童生徒の支援を行っております。

次に、個別支援員ですが、通常学級在籍の例えば車椅子を使っている児童生徒の移動時などに支援を要する等に関わっております。

それから、特別支援学級介助員ですが、特別支援学級在籍の個別に支援を要する児童生徒に関わっている仕事内容となっております。

以上です。

○松田委員 最後と言ったのですが、もう一つ質問させてください。この補助教員というのを、どのような考えで配置したのかを最後にお聞かせください。

○宗政教育部長 小学校低学年における学習上、生徒指導上、個別に支援が必要な児童への支援と、中学校での不登校支援に焦点化して配置をしております。

○松田委員 ありがとうございます。

○久保委員 ほかにいかがでしょうか。

○中里委員 2番の説明のところに、通学路の合同安全点検、登下校の見守り支援、スクールバスの運行等とあるのですが、約でいいので、金額の内訳を教えてください。

○宗政教育部長 内訳を御説明いたします。

まず、スクールセーフティスタッフとして145万5,000円になります。その内訳ですが、スクールセーフティスタッフの保険代、交通費、それらがあります。それから、この中で反射電柱幕というのがございます。それが8万3,000円。それから、小学校児童安全対策事業といたしまして、シルバーさんをお願いをして見守り活動をしておりますが、その額が377万3,000円。そして最後に、スクールバス運行业務委託ですが、3,897万1,000円という内訳でございます。

以上です。

○久保委員 ありがとうございます。

○中里委員 ありがとうございます。最後のスクールバスですが、前回の補正で、債務負担行為額が3年で1億3,900万となっていたので、単純に3で割ると、年間約4,600万円だと思います。先ほど教えていただいた額が約3,800万円ですが、その違いを教えてください。

○宗政教育部長 今、御指摘のとおり、額が変わっているという点でございますが、令和5年の12月に入札をしまして、その結果、契約金額が設計額よりも下回ったことで減になったというところでございます。

○中里委員 ありがとうございます。

違う事業名の質問ですけれども、7番と8番と10番と11番で、まず、1点目、7番が前年度より増というのは、それに対する対象児童生徒が来年度は増えるという考えでよろしいのでしょうか。

○宗政教育部長 今、委員さんがおっしゃるように、解釈としては対象児童生徒が微増となっておりますので、その分が増ということになります。

以上です。

○中里委員 ありがとうございます。それに対して、8番、10番、11番の減というのは、7番と逆で、対象児童生徒が減るという考えでいいのか、それとも来年度の市内全体の児童生徒数が減ることによる減なのか、教えてください。

○宗政教育部長 まず、対象児童生徒が減るという解釈で、そのとおりでございます。

ただ、市内の全児童生徒数が減ってはいるのですが、特別支援教育の希望する児童生徒は増えてはおりますので、全体の児童生徒数が減っても、それに伴って、こちらの申請者が減っているというわけではございませんので、その点は押さえておきたいと思います。

以上です。

○中里委員 ありがとうございます。もう一点、11ページと両方見ていただいて、11ページの1番の比較が減になるのですが、先ほどの4ページの7番と10番、これが対象児童が増えているのと減っているのとということで、比較して、これを両方足して、加味した上で11ページのほうは、最終的に減になるという考えでよろしいのでしょうか。

○宗政教育部長 今、お話のあった11ページの1番ですが、こちらの就学援助補助金は、小・中学校合わせての分となります。中学校の修学旅行等の金額が減となっておりますので、その分が、こちらの1番の今言った部分にも反映しているというふうに解釈しております。

以上です。

○中里委員 ありがとうございます。以上です。

○久保委員 ほかによろしいでしょうか。

では、続いて5ページ、教育支援課についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、6ページ、7ページの生涯学習課についてはいかがでしょうか。

○齊藤委員 6ページの12番、7ページの22番です。前年度に対してパーセンテージが高いので、説明にもあったのですが、具体的な内容を御説明いただければと思います。

○山本生涯学習課長 まず12番ですけれども、こちら指定文化財補助金が増額となるという御説明をさせていただいたのですが、こちらにつきましては、来年度、国の指定文化財であります滝田家住宅の屋根の改修を考えております。滝田家住宅の屋根につきましては、かやぶきということで、北側のほうが主に悪くなっているということで、全部ふきかえということではなくて、北側の部分、劣化している部分について、一部、差しがやをするということで、事業費が膨らんでいるということになります。

次に、22番につきましては、先ほど隔年で企画展を実施するというところで、令和6年度が隔年の実施年に当たるという御説明をさせていただきましたが、この中で、来年度につきましては、牧に関する企画展を実施したいと思っております。

また、文化センターの30周年ということで、記念事業という形を取らせていただく中で、この牧

の展示につきまして、図録というものを新たに作成させていただいて、この図録を広く市民にお示していくことで、牧の文化について広く伝えていきたいという狙いがありまして、予算としては、かなり多く増額させていただいたということになります。

以上です。

○齊藤委員 ありがとうございます。ナンバー22は牧ということで、白井市、印西牧とか、もうちょっと行けば小金牧とかがあって、幕府の払下げとか、地名にもそういうのが出ていまして、非常に、しかも、文化センター30年ということで、説明ありがとうございます。

図録というのも頂けるのですか。

○山本生涯学習課長 大変申し訳ないのですが、有料で販売をさせていただければと考えております。

○齊藤委員 失礼しました。分かりました。ありがとうございます。

○久保委員 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○中里委員 4番ですが、コロナ明けということで、コロナ前のように、梨光式の内容は拡大していくのでしょうか。

○山本生涯学習課長 梨光式につきましては、先ほどの委員報告でもお話があったと思いますが、今年の梨光式から1部制に戻して、市内中学校の卒業生、全て集めて実施するというのを復活させたというところになります。

昔のように実行委員会形式に戻せるかにつきましては、昔、実施していたときもそうだったのですが、実行委員を募集したところで、なかなか手が挙がらないというようなこともあり、一時期、学校さんから、中学校の時代に生徒会をやっていた子たちを御推薦いただいたりもしていた時期はあったのですが、そういうつながりも希薄になってきているようで、お声かけすること自体が難しくなっているというところもあり、実行委員会形式については廃止をさせていただいたところですので、復活させるかということについては、現在のところ予定はないというようなことにはなってしまいます。

以上です。

○中里委員 ありがとうございます。それ以外に、例えば何かを呼ぶとか、成人にふさわしい催しをするということが、来年とはいわず、先々で考えていけるような場合もあるのでしょうか。

○山本生涯学習課長 今のところ、コロナ明けということで、あまり新成人の方から、こういうことをやってもらいたいですとか、そういった要望というのは上がってきておりません。ですので、直ちに予算をつけてアトラクション的なことを実施していくというような考えはないのですが、今後、新成人のほうから、こういったことをやってもらえないかとかというような御要望があれば、そこは検討していければと思います。

以上です。

○久保委員 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 ないようでしたら、8ページの文化センターに移ります。御質問等いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、歳出の最後、9ページ、学校給食センターについてはいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 ありがとうございます。では、続いて歳入の質疑に入ります。

歳入につきましては、項目が少ないので全体で受けたいと思います。御質問等ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、議案第6号についてお諮りします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、議案第6号については原案のとおり決定します。

報告第1号 「白井市教育委員会職員の人事異動について」

○久保委員 日程7、報告事項に入ります。

報告第1号 「白井市教育委員会職員の人事異動について」説明をお願いします。

○宗政教育部長 報告第1号 「白井市教育委員会職員の人事異動について」報告いたします。

白井市教育委員会行政組織規則第8条の規定により、教育長が臨時代理した事務について、同条第2項により報告いたします。

裏面の白井市教育委員会人事異動等を御覧ください。

令和6年1月16日付で、白井第二小学校教頭に岩館規夫指導主事が着任されました。

なお、着任は、白井第二小学校教頭が病気により不在となったためです。

報告は以上となります。

○久保委員 ありがとうございます。

報告第1号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 ないようですので、報告第1号について終わります。

これより非公開案件に入ります。恐れ入りますが、傍聴席の方は、御退席をお願いいたします。

非公開案件 議案第7号 「白井市優良児童・生徒表彰の推薦について」

非公開案件 報告第2号 「要保護・準要保護児童生徒の認定について」

○久保委員 以上で、本日の議決及び報告事項に係る議事については終了となります。

今後の進行は事務局にお返しいたします。

○事務局 久保委員、ありがとうございました。これより事務局が進行を行います。

○その他

○事務局 日程9、その他です。何かございますでしょうか。

○榛沢教育部参事 先ほど議案第5号の中で、松田委員から、第3子のことで申請者、全体の割合のどれぐらいいるかということで、私、7割というふうにお答えしたのですが、今、担当が調べたところ、80%ちょっといるということで分かりましたので、訂正させていただきます。

以上でございます。

○事務局　ほかございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局　特にはないようですので、事務局から次回の定例会の日程をお伝えします。次回は、3月5日火曜日、午後2時から予定しております。終了後、総合教育会議を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長閉会宣言

○事務局　では次に、閉会宣言です。

井上教育長、お願いいたします。

○井上教育長　これをもちまして、令和6年第2回白井市教育委員会定例会を閉会します。どうもありがとうございました。